



中村会計だより冬号

TKCシステムで決算書・申告書ができるまで

TKCシステムで作成する決算書は金融機関からとても高く評価を得ています。その理由は**税務と会計の一气通貫**にあります。日々の取引に基づく記帳から決算・申告まで一貫したプロセスで処理されています。

TKCシステムにより作成された信頼性の高い決算書・申告書は税務署へ電子申告すると同時に、金融機関へも電子で提供することも可能です。(TKCモニタリング情報サービス)

業務の流れ

- 1、日々の取引が発生
- 2、証憑（証拠）
会計処理の基礎的な資料。証憑番号を付すことで入力データと証憑の整合性を即座に確認することができます。
- 3、記帳（会計帳簿）
- 4、月次決算×12カ月
月次監査によりその正確性・適時性などを監査担当者が検証し会計帳簿を閉鎖。
（過去に遡って仕訳を訂正することができなくなる）
- 5、決算書
12回の月次決算と期末整理仕訳によって確定された会計帳簿に基づいて作成。
- 6、税務申告書
決算書と税務申告書の利益の額が一致。



税務と会計が一气通貫でない問題点

決算書と税務申告書が全く別に作成されている場合。（税務と会計が一气通貫でない場合）以下のような問題が発生します。

まず、決算書をもとに税務署へ提出する申告書を作成するかどうかは処理する人にゆだねられます。

そして、金融機関に提出する決算書と申告書についても、例えば申告書は税務署へ提出したものと同一だとしても、決算書は別に作成することが可能になってしまいます。（税務署へは赤字の決算書、金融機関へは黒字の決算書）複数の決算書が存在しては、企業と金融機関の信頼関係を構築することはできません。

その点、TKCモニタリング情報サービスを利用すれば税務署への税務申告と同時に金融機関へも同じ内容の決算書が提供され、企業と金融機関の信頼関係構築につながります。

記帳適時性証明書とは

記帳適時性証明書は、会計帳簿と決算書・法人税申告書の作成に関する適時性と計算の正確性を株式会社TKCが証明する書類です。

いま、記帳適時性証明書を、融資や金利の優遇判断に活用する金融機関も増えています。

月次巡回監査を行っている関与先様は、決算書作成の際に発行しています！記帳適時性証明書で決算書の信頼性は大きくアップします。

【原本PDF】 記帳適時性証明書 第 4796766304 号

(当法人は、日々の記帳から会計帳簿・月次試算表・決算書・税務申告書の作成と電子申告まで一気通貫です。)

発行日：令和 2年 5月12日

税理士法人 TKCコンピュータ会計事務所 殿

株式会社TKC
代表取締役社長 飯塚 真規 (印 略)

貴関与先法人 株式会社 SCG印刷 (法人番号:7123456789012) 殿における
会計帳簿の適時作成義務(会社法第432条①)の遵守状況、並びに決算書は会計帳簿と完全一致していること、
さらに電子申告した法人税申告書は当該決算書に基づいていること(法人税法第74条①)を証明します。

1. 「資料1：過去3年間における月次決算及び年次決算の状況」について

- ①TKC会員は「TKC全国会行動基準書」に基づいて、会計記録の適法性等を確保するため毎月、関与先
に出向き巡回監査することが求められています。貴事務所の実践状況は資料1のとおりです。 Y N
- ②「監査対象月」は貴事務所が巡回監査を行った会計期間、「仕訳数」は当月の試算表に計上された仕訳の
件数、「データ処理日」は月次決算が完了した日を示しています。
- ③「決算書に付した番号」(17行目)は、書面の「決算報告書」の各頁左下に付した番号で、これと同一の
番号が印刷されている貸借対照表及び損益計算書は、会計帳簿の期末科目残高と完全に一致しています。

2. 「資料2：前期(第31期)の法人税申告書の作成状況」について

- ①TKCシステムは会計帳簿(仕訳帳・元帳・月次の試算表)及び決算書の作成、これに続く法人税申告書・
消費税申告書の作成、さらには国税と地方税の電子申告まで一気通貫となっています。
- ②前期の決算書に計上された「税引後当期純利益(損失)」(資料1の18行目(A))と前期の法人税申告書
別表4の「当期利益又は当期欠損の額(1)」(資料2の2行目(B))とは完全に一致しており、貴関与先殿の法
人税申告書は当該決算書に基づいて作成されています。

3. 税理士法第33条の2に定める書面添付(「決算申告確認書」の提出)の実践について

- TKC会員は「TKC全国会行動基準書」により、税務申告書の提出に当たっては、税理士法第33条の2
に基づく書面を添付することが求められています。貴事務所の実績は資料3(3行目)のとおりです。

4. TKC財務会計システムの継続利用期間について

- ①貴関与先の財務データは、平成 5年 4月分から継続して利用しており、利用期間は27年 0か月となります。
②この利用期間において過去仕訳及び科目残高の適時的な修正・追加・削除の処理はなされていません。

5. この証明書の真正性は、TKC全国会HP(https://www.tkc.jp/)から確認できます。

なお、そこでは事務所名と商号の表示を省略しています。(掲載期限：令和 3年 5月31日) 以上

資料1：過去3年間における月次決算(◎翌月：○翌々月：無印遅れ/期首月と期末月は調整)及び年次決算の状況

年	第29期	平成29年 4月 1日-平成30年 3月31日	第30期	平成30年 4月 1日-平成31年 3月31日	第31期	平成31年 4月 1日-令和 2年 3月31日							
月	監査対象月	仕訳数	データ処理日	注	監査対象月	仕訳数	データ処理日	注	監査対象月	仕訳数	データ処理日	注	
1	平成29年 4月	892	平成29年 5月23日	◎	平成30年 4月	982	平成30年 5月22日	◎	平成31年 4月	848	令和 1年 5月22日	◎	
2	平成29年 5月	854	平成29年 6月12日	◎	平成30年 5月	941	平成30年 6月12日	◎	令和 1年 5月	817	令和 1年 6月14日	◎	
3	平成29年 6月	840	平成29年 7月10日	◎	平成30年 6月	933	平成30年 7月11日	◎	令和 1年 6月	789	令和 1年 7月12日	◎	
4	平成29年 7月	854	平成29年 8月14日	◎	平成30年 7月	956	平成30年 8月20日	◎	令和 1年 7月	803	令和 1年 8月16日	◎	
5	平成29年 8月	831	平成29年 9月11日	◎	平成30年 8月	964	平成30年 9月18日	◎	令和 1年 8月	774	令和 1年 9月13日	◎	
6	平成29年 9月	828	平成29年10月10日	◎	平成30年 9月	927	平成30年10月16日	◎	令和 1年 9月	791	令和 1年10月15日	◎	
7	平成29年10月	846	平成29年11月13日	◎	平成30年10月	940	平成30年11月13日	◎	令和 1年10月	753	令和 1年11月11日	◎	
8	平成29年11月	861	平成29年12月11日	◎	平成30年11月	955	平成30年12月18日	◎	令和 1年11月	803	令和 1年12月13日	◎	
9	平成29年12月	873	平成30年 1月15日	◎	平成30年12月	963	平成31年 1月18日	◎	令和 1年12月	826	令和 2年 1月17日	◎	
10	平成30年 1月	855	平成30年 2月13日	◎	平成31年 1月	976	平成31年 2月18日	◎	令和 2年 1月	785	令和 2年 2月14日	◎	
11	平成30年 2月	879	平成30年 3月12日	◎	平成31年 2月	970	平成31年 3月15日	◎	令和 2年 2月	819	令和 2年 3月16日	◎	
12	平成30年 3月	887	平成30年 4月 9日	◎	平成31年 3月	991	平成31年 4月18日	◎	令和 2年 3月	834	令和 2年 4月15日	◎	
13	年次決算	19	平成30年 5月14日	◎	年次決算	21	令和 1年 5月14日	◎	年次決算	20	令和 2年 5月12日	◎	
14													
15													
16													
17	決算書に付した番号	S23638			決算書に付した番号	T47884			決算書に付した番号	R05921			
18	税引後当期純利益(損失)	8,969,622円			税引後当期純利益(損失)	19,082,572円			税引後当期純利益(損失)	(A) 6,680,106円			

(注) 前期(第31期)の決算書の個別注記表には、中小会計要領に準拠している旨の記述があります。

資料2：前期(第31期)の法人税申告書の作成状況

1 法人税申告書の作成日及び提出方法	令和 2年 5月12日	法人税申告書はTKCシステムで作成され電子申告されています。
2 別表4の「当期利益又は当期欠損の額(1)」	(B) 6,680,106円 (A) と (B) は一致しており、申告書は決算書に基づいています。	
3 別表1の「法人税額(2)」	1,953,512円	

資料3：前期(第31期)のKFSの利用状況

TKC全国会登録情報	
1 K:継続MAS(経営計画)	◎利用 ○未利用
2 F:FXシリーズ(自計化)	◎利用 ○未利用
3 S:書面添付(税理士法33-2)	◎実践 ○未実践
1 会員氏名	税理士法人 TKCコンピュータ会計事務所
2 入会日(経過年数)	平成 2年10月14日 (29年 6か月)
3 経営革新等支援機関	◎認定 ○未認定
4 事務所ホームページ	https://www.tkccomputer.co.jp/

TKC©2019

- ①「注」欄の◎印の数
月次監査実施=◎、
一月遅れ=○
- ②毎月仕訳数
- ③決算書に付した番号
TKCでは、決算書と
会計帳簿の一貫性を証
明するため決算書の各
ページ左下に固有番号
を付しています。
決算書と会計帳簿が一
致していることを確認
できます。
- ④決算書と法人税申告書
が一致している事実
- ⑤「中小会計要領」への
準拠性
- ⑥TKCシステムの継続
利用期間
- ⑦中期(または短期)経
営計画策定の有無
TKCの継続MASシ
ステムを利用して経営
計画を作成しているこ
とを確認できます。
- ⑧自計化システムの利用
の有無
- ⑨税理士法第33条の2
に基づく書面添付の有
無
- ⑩顧問税理士が「経営革
新等支援機関」に認定
されているかどうか
(中村会計は認定済み)
- ⑪証明書の真正性